報告年月日　令和　　年　　月　　日

特定健康診査除外（該当者・不該当者）報告書 （任意継続加入者・被扶養者用）

特定健康診査等除外(該当者・不該当者）について下記のとおり報告します。

報 告 者 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

加入者番号 県コード	学種	学校番号	個人番号	対象者氏名	加入者との続柄	除外対象理由	除外該当年月日	除外不該当年月日
						□国外居住者 □適用除外施設入居者 □6ヶ月以上継続して入院している者 □妊産婦	年　月　日	年　月　日
						□国外居住者 □適用除外施設入居者 □6ヶ月以上継続して入院している者 □妊産婦	年　月　日	年　月　日
						□国外居住者 □適用除外施設入居者 □6ヶ月以上継続して入院している者 □妊産婦	年　月　日	年　月　日

1）除外対象理由に該当する加入者については、報告により特定健康診査の対象者から除外します。また、除外該当者とされた者の除外理由がなくなったときは、本報告書により除外不該当年月日を報告してください。

2）記入上の注意として、除外対象理由欄には該当する事由に☐チェックし、除外該当年月日又は除外不該当年月日のいずれか該当する欄に年月日を記入してください。

3）除外理由の確定のため、除外対象理由を確認できる書類を添付してください。

	国外居住者	適用除外施設入居者	6ヵ月以上継続して入院している者	妊婦	産婦
除外該当年月日	出国した日の翌日	入居日	入院し6ヵ月が経過した日	出産予定日	出産日
添付書類	パスポートの写し等	当該施設に入居を開始したことがわかるもの	6ヵ月以上継続して入院していることがわかるもの	母子健康手帳の加入者氏名及び分娩予定日の確認できるページの写し	母子健康手帳の加入者氏名及び出産日の確認できるページの写し

○「適用除外施設入居者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（障害者支援施設や老人ホーム等）の入居者、刑事施設や労役場等の施設に拘禁されている者を指します。

○「妊産婦」とは母子保健法において定めているもので、「妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう」とされています。

○「産婦」の除外該当報告の際には、出産日より1年後の年月日（未来日）を除外不該当年月日として一括して届け出ることも可能です（死産の場合も含む）。

4）上記以外の理由で健診を受診されなかった場合、報告は不要です。例：自宅療養中など。